

## 教職課程の履修等に関する規程〈現代武道学科〉(平成29年度入学生用)「17番代」

**第1条** (趣旨) 仙台大学学則第33条の規定に基づき、教育職員免許状を取得する資格を得るための教職課程及びその履修方法、その他の必要事項については、この規程の定めるところによる。

**第2条** (免許状の取得資格、免許状の種類) 本学体育学科の卒業の要件を満たし、かつ本規程に定める授業科目を履修し、所定の単位を修得した者は、次の教育職員免許状を取得する資格を得ることができる。

中学校教諭一種普通免許状 (保健体育)

高等学校教諭一種普通免許状 (保健体育)

**第3条** (教育課程及び履修方法) 中学校教諭一種普通免許状 (保健体育) 及び高等学校教諭一種普通免許状 (保健体育) を取得する資格を得るための教育課程及びその履修方法は、別表の定めるところによる。

**第4条** (教育実習) 教育実習 (事前事後指導を除く) は原則として、4年次で、かつ本学教職支援センター企画運営委員会において履修を認めた者を対象として行う。

なお、特別の事情がある者で、本学教職支援センター企画運営委員会がそれを認めた場合は、3年次において履修することができる。

2 教育実習における教育実習校は、本学教職支援センター企画運営委員会が定める。

3 教育実習に必要な書類は、本学所定のものによる。教育実習に要する経費は学生の負担とする。

4 その他教育実習についての詳細は、本学教職支援センター企画運営委員会が定める。

**第5条** (介護等体験) 中学校教諭一種普通免許状 (保健体育) を取得する資格を得るためには、7日間の介護等体験を行わなければならない。但し、特別支援学校での教育実習又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めた受入施設での介護実習等を行い、その単位を修得した者は、介護等体験を要しない。

**第6条** (免許状の交付) 本規程の定めるところにより教育職員免許状の取得資格を得た者については、その者の申請に基づき、各都道府県教育委員会から当該免許状が交付される。

**第7条** (その他) その他必要事項については、本学教職支援センター企画運営委員会がこれを定める。

**第8条** (他規程の準用) 第3条に定める授業科目の履修手続き、試験及び成績等については、「仙台大学教育課程及び履修方法等に関する規程〈現代武道学科〉」を準用する。

(附 則)

この規程は、昭和23年4月1日から施行する。

(附 則)

1 この規程は、昭和26年4月1日から施行する。

別表（第3条「中学校・高等学校教諭」〈保健体育〉関係）

	教職免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する本学開講科目			備考 ※教育職員免許状取得のための履修科目の必修・選択区分	注	
		授業科目名	履修年次及び単位数				
			学年	必修			選択
① 教科 に 関 す る 科 目	(1) 体育実技	柔道Ⅰ	1	1		必修	
		剣道Ⅰ	1	1		必修	
		空手道	1	1		必修	
		陸上競技	1		1	必修	
		水泳	1		1	必修	
		ダンスⅠ	1		1	必修	
		器械運動	2		1	必修	
		体操（含体づくり運動）	2		1	必修	
		バレーボール	1		1	} 2科目以上選択必修	
		バスケットボール	1		1		
	ハンドボール	1		1			
	サッカー	2		1			
	ラグビー	2		1			
	テニス	3		1			
	バドミントン	4		1			
	ソフトボール	4		1			
	海浜実習	1		1	} 1科目以上選択必修		
	スキーⅠ	1		1			
	キャンプ	1		1			
	スケート	1		1			
柔道Ⅱ	2		1	} いずれか1科目選択必修			
剣道Ⅱ	2		1				
新体操	2		1	選択			
(2) 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。）	体育原理	1		2	必修		
	スポーツ心理学	1	2		必修		
	スポーツ社会学	1	2		必修		
	スポーツ経営学	1	2		必修		
	運動学（含運動方法学）	2		2	必修		
	スポーツバイオメカニクス	2	2		必修		
	スポーツ史	3		2	必修		
	解剖・生理学	1		2	必修		
(3) 生理学（運動生理学を含む。）	スポーツ医学概論	1	2		必修		
	運動生理学	2	2		必修		
	スポーツ栄養学	2		2	必修		
	衛生・公衆衛生学	2		2	必修		
(4) 衛生学及び公衆衛生学	衛生・公衆衛生学	2		2	必修		
	(5) 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	運動障害救急法（含実習）	2		2	必修	
学校保健学		3		2	必修		

教職免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する本学開講科目				備考 ※教育職員免許状取得のための履修科目の必修・選択区分	注	
	授業科目名	履修年次及び単位数					
		学年	必修	選択			
② 教職に関する科目	(1)教職の意義等に関する科目 2単位	教職論A	1		2	必修	○
	(2)教育の基礎理論に関する科目 6単位	教育の基礎理論	2		2	必修	
		教育の心理	2		2	必修	
		教育の制度	2		2	必修	
	(3)教育課程及び指導法に関する科目 中学12単位 高校6単位	特別活動論	2		2	必修	○
		保健体育科教育論Ⅰ	2		2	必修	
		保健体育科教育論Ⅱ	3		2	必修	
		保健体育科教育論Ⅲ	3		2	必修	
		保健体育科教育論Ⅳ	3		2	選択	
		教育課程論	3		2	必修	
道徳教育論		3		2	中学のみ必修	○	
教育方法論	3		2	必修			
(4)生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 4単位	教育相談	2		2	必修		
	生徒指導論A (含進路指導の理論及び方法)	3		2	必修	○	
(5)教育実習 中学5単位 高校3単位	教育実習Ⅰ	3・4		1	必修	○	
	教育実習Ⅱ	3		2	} 中学は4単位選択必修 高校は2単位選択必修	○	
	教育実習Ⅲ	4		2		○	
	教育実習Ⅳ	4		4		○	
(6)教職実践演習 2単位	教職実践演習(教諭)	4		2		必修	○
③ 教科又は教職に関する科目	道徳教育論	3		2	高校のみ選択	○	
	教職総合演習	3		2	選択	○	
	中学8単位 高校16単位				「教科又は教職に関する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科に関する科目」若しくは「教職に関する科目」については、中学8単位、高校16単位以上修得		

※注—○印の授業科目はC A P 制対象外科目

【必要単位数】

免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数			
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	合計
中学校教諭一種普通免許	学士の学位を有すること	20単位	31単位	8単位	59単位
高等学校教諭一種普通免許	学士の学位を有すること	20単位	23単位	16単位	59単位

【特記】 中学校・高等学校教諭〈保健体育〉免許状取得のためには、前記科目のほかに文部科学省令で定める科目として、次の1～4に挙げる科目を必ず履修しなければならない。

1. 日本国憲法2単位(本学開講科目:「日本国憲法」〈2年/2単位〉)
2. 体育2単位(前記の「教科に関する科目」の「体育実技」で履修した単位を充てる。)
3. 外国語コミュニケーション 2単位(本学開講科目:「総合英語A(含外国語コミュニケーション)」〈1年/1単位〉、「総合英語B(含外国語コミュニケーション)」〈2年/1単位〉、「総合英語C(含外国語コミュニケーション)」〈2年/1単位〉、「総合英語D(含外国語コミュニケーション)」〈3年/1単位〉)
4. 情報機器の操作2単位(本学開講科目:「情報処理」〈1年/2単位〉)